

名取市森林環境譲与税 の活用に向けた基本方針

(令和6年度～令和10年度)

令和6年11月
名取市

1. 趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、平成31年4月から「森林環境税及び環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、毎年、法に規定する譲与税基準に基づき森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）が譲与されることとなりました。

また、森林環境譲与税の使途が規定されており、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進とその他の森林整備の促進に関する施策の費用に充てることとされています。

その細部は市に委ねられていることから、本方針は、法の趣旨及び法の規定のもと適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めるため、譲与税を有効に活用した施策の立案及び事業の方針として作成するものです。

2. 事業の分類

本方針に基づく譲与税の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 森林整備の推進
- (2) 危険木伐採等の推進
- (3) 人材育成・担い手確保
- (4) 普及啓発
- (5) 木材利用の促進
- (6) 森林環境譲与税基金への積立

3. 事業内容等

- (1) 森林整備の推進

森林整備が行き届いていない私有林を対象に、森林経営管理制度に基づき、森林所有者に対して意向調査を実施し、市に森林の経営や管理を委ねたいと回答があった森林については集積計画の策定に努め、森林整備及び森林整備に必要な路網整備を推進します。また、名取市森林経営管理事業による未整備森林の解消に努め、森林の有する多面的機能の発揮、森林景観保全と再生のため、適正な施業の実施と健全な森林資源の維持造成に取り組めます。

(2) 危険木等伐採

災害の防止や国土の保全を図るため、倒木の恐れがある危険木や通行上悪影響をもたらす支障木等の伐採を行います。事業箇所としては地域森林計画対象林（林班で管理されている森林）のうち、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区に指定されている森林をはじめ、緊急を要する区域の森林が対象で、危険木の伐採等を行い、災害の防止等につながる取組を効果的に進めます。

(3) 人材育成・担い手確保

森林の整備を担う林業従事者は、高齢化や後継者不足により、新規就業者の確保が難しい状況となっており、森林の公益的機能の維持のためにも、担い手不足の解消は、重要な課題です。

(4) 普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、市民の意識醸成につながる体験活動を含めた普及啓発を実施するとともに、地域材を活用した木製品による木の良さの普及を図ります。

本市では、木材製品の良さや森林の大切さを伝えるための取組の一環として、市民向けの木育イベントを行い、木や森林と触れ合う機会や地域材の活用を推進します。

また、市産材を使用した里山の環境整備を行う市民活動団体に対し、名取市里山環境整備地域活性化支援事業補助金交付要綱に基づき支援することで、市産材の利用促進を図り、地域の活性化を推進します。

(5) 木材利用の促進

脱炭素社会の実現に資することを目的とした木材利用の促進を支援します。

建築物において木材の利用を広く、効果的に促進するためには建設関連企業の協力が不可欠であることから、地域の建設関連企業に対して県産材利用促進に向けた活用可能な補助制度等の情報発信を行い、地域内の木材資源の循環につながるよう努めます。

本市としても、「名取市の建築物における木材利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物の整備を行ない、積極的に地域材を活用した木造・木質化を推進します。

(6) 森林環境譲与税基金への積立

名取市森林環境譲与税基金条例（令和元年9月27日条例第9号）に基づき、名取市森林環境譲与税基金として積み立てし、上記事業に活用します。